



労働ながの

2021

10月

NO.553

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、**令和3年10月1日から時間額 877 円**に改正されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければいけないとされている制度です。この機会に、ぜひ支払われている賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

長野県最低賃金 時間額

877 円

(改正前 時間額 849 円)

効力発生年月日 **令和3年10月1日**

長野労働局 <https://site.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

詳細は長野労働局ホームページでご覧になれます。
長野労働局HP

—お問い合わせ先—
長野労働局労働基準部賃金室 (026-223-0555)
または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援制度の紹介

○雇用調整助成金等

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げる場合、長野県(地域別)最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給します。

また、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業: 4/5[9/10]、大企業: 2/3[3/4]([]内は、解雇等を行わない場合))以上を確保する予定です。

<詳細は、長野労働局ホームページ「雇用維持関係の助成金」をご覧ください。>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



○業務改善助成金

中小企業・小規模事業者(事業場規模100人以下)の生産性向上(業務の効率化に資する設備投資等)を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げ(※)を行う場合に、設備投資等経費の一部を助成(上限額20万円～600万円)します。8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の拡充を実施しています。

(※)長野県最低賃金の改正発効日(10月1日予定)「後」に助成金申請・賃金引上げを行う場合は、「改正後」の長野県最低賃金額から一定額以上の引上げが対象

<詳細は、長野労働局ホームページをご覧ください。>

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html



○キャリアアップ助成金

すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に、増額対象労働者数に応じた一定額を助成します。

<詳細は、長野労働局ホームページをご覧ください。>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



○その他の支援策<厚生労働省ホームページをご覧ください。>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html



新しい「職場いきいきアドバンスカンパニー」 認証制度が令和3年10月から始まりました

誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を認証する、新しい「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度が10月1日から始まりました。

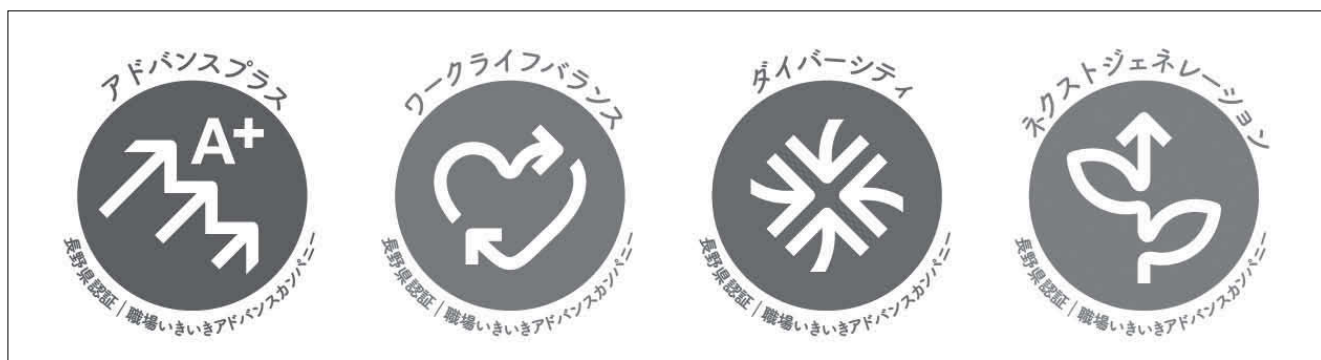
新制度では、ワークライフバランスコース（様々なライフスタイルに合った働き方を推進）、ダイバーシティコース（多様な人材の活躍を推進）、ネクストジェネレーションコース（若者等の育成を推進）の3つのコースごとに認証し、3コース全て認証された企業をアドバンスプラスとして上位認証しています。



◆認証マークが新しくなりました

新制度の開始に合わせて、3コースと上位認証の認証マークデザインを公募しました。

162件の応募をいただき、その中から、矢印を使って労働環境の向上と各コースの特徴を表現した作品が新しい認証マークに選ばれました。



「令和3年度 働く女性のキャリア形成支援事業補助金」申請受付中

県では、働く女性のキャリアアップを支援するため、県内の中小事業者が雇用する女性の研修参加に要する経費を補助します。オンライン研修も補助金対象となりますので、ぜひご活用ください。

- 補助対象者： 県内に本社または主たる事業所を有し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者
- 補助対象研修： 女性自身のキャリアアップ等に関する研修（※令和4年2月28日までに研修が終了すること
研修例）◎リーダーシップ研修等の管理職育成講座、ハラスメント防止講座、コミュニケーションスキル研修等
×簿記検定、〇〇〇資格・免許取得のための研修等、実務に必要となる研修
- 補助対象経費： 研修受講料、教材費、講師謝金・交通費
- 補助額： 補助対象経費の1/2に相当する額以内（1,000円未満切り捨て）
- 補助金限度額： 一交付決定につき30,000円（※ただし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ている場合は、研修1件につき40,000円）

詳細は、県ホームページをご覧ください。
県民文化部人権・男女共同参画課
(TEL: 026-235-7102)

掲載先



障がい者雇用に取り組むための企業見学会を開催しました

障がい者雇用に取り組む株式会社たちばな様（長野市）、マルヤス機械株式会社様（岡谷市）、株式会社総合キャリアトラスト CVT 事業部様（特例子会社）をお迎えし、企業見学会をオンライン開催しました。それぞれの企業で働く障がいのある方の仕事の様子を事前に収録した動画の視聴と、障がい者雇用に取り組むきっかけ、日々の配慮事項、雇用管理、利用した支援制度などをご担当の方からお聞きしました。

障がい者雇用に取り組むにあたり不安に感じていることや具体的な対応方法などの質問等にもお答えいただき、ご参加いただいた企業の皆様の障がい者雇用に対する理解を深めることができました。

令和4年1月には、職場定着をテーマにしたセミナー、見学会を行う予定です。詳しくは専用ホームページでお知らせいたします。（<http://nagano-navi.jp/>）

長野県では、今後もこのような機会を通して、企業の障がい者雇用の促進を支援してまいります。



株式会社たちばな様



マルヤス機械株式会社様

「女性対象の合同会社説明会」へ出展企業を募集します

長野県では、女性が、出産・子育てを経ても能力を発揮して働くことができ、企業においては必要な人材が確保できるよう、女性の再就職支援の取組のひとつとして、「働きたい女性」と「雇いたい企業」の出会いの場となる合同会社説明会を開催します。

本会への来場者は、出産や育児等により離職された方が中心となります。昨年度は、意欲のある方が多数来場されました。

企業の皆様が必要とする人材の確保のため、この機会にぜひご参加ください。

【開催日程】

開催日	地区	会 場	
2月8日(火)	長野	ホクト文化ホール	長野市若里1丁目1-3
2月10日(木)	松本	松本市勤労者福祉センター	松本市中央4丁目7-26
2月17日(木)	諏訪	すわっチャオ	諏訪市諏訪1丁目6-1
2月21日(月)	上田	上田創造館	上田市上田原1640
2月24日(木)	佐久	佐久市市民創錬センター	佐久市猿久保165-1
2月26日(土)	飯田	エス・バード	飯田市座光寺3349-1
2月28日(月)	伊那	いなっせ	伊那市荒井3500-1

【時 間】各会場とも10:30～12:30（企業入場9:45）

【出展企業数】20～30社程度（各会場で異なります。詳細は下記へお問い合わせください。）

【参加費】無料

【内 容】出展企業ごとにブースを設け、来場者に向けて会社説明を行います。
来場者は簡易履歴書を持って各ブースを訪問します。

【お申込み】<https://e-cure.jp/seminar/>
から行ってください。（10月31日（日）10時00分から受付開始）

【お問合せ】委託事業受託者 イーキュア（株）（松本市島立830-11）
0120-64-0234 女性の就業支援係まで（祝祭日を除く 平日9時～17時）

【そ の 他】出展枠には限りがあります。あらかじめご了承ください。

説明会当日は、新型コロナウイルス感染状況により必要な予防策等を実施し、各会場の入場可能人数に合わせた入場制限を行う可能性があります。

また、会社説明会とは別の日程で、出展企業向けに開催に関するお知らせ、直近の人材確保のトレンド、定着対策ヒントなど、正規、非正規雇用の人員計画に関する事前説明会を実施する予定です。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

— 一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要 です —

安心



活気



やる気



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心

掛金の一部を
国が助成します。**有利**

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから

管理もラクラク

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

～職場のトラブルの解決をお手伝い～ 「個別労働紛争あっせん制度」を知っていますか?

長野県労働委員会では「個別労働紛争あっせん制度」により労働者個人と事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。

○「個別労働紛争あっせん制度」とは何ですか?

労働者個人と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きし、**歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度**です。

この制度は、①**簡単な手続** ②**費用は無料** ③**迅速な解決** ④**秘密は厳守** という特徴があり、労使どちらからでも申請が可能です。

○あっせん員はどんな人ですか?

労働委員会の公益委員（弁護士や大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）と、事務局職員の4者で構成されています。

○あっせんはどのように行われますか?

あっせん期日を定め、非公開・非対面で行います。あっせん員が労働者・事業主双方のお話を個別に伺い、問題点を整理して、**歩み寄りによる解決を働きかけます**。合意に至れば協定が締結されますが、双方の歩み寄りがなく解決が見込まれない場合は、あっせんを打ち切ることもあります。

○どこに相談すればいいですか?

あっせんの申請は県下4か所の労政事務所又は労働委員会事務局でお受けしています。

<具体的な事例>

同僚からいじめ、パワハラを受けたことを理由として退職した方が、自己都合退職とされたことに納得できなかったため、会社都合の離職とすることと精神的負担に対する損害賠償の支払いを求めてあっせんを申請しました。

あっせんでは、会社はいじめ、パワハラの事実を認めませんでした。あっせん員の働きかけにより、申請者が退職するほど不快な思いをしていたことは認め、離職理由を会社都合とすること、解決金を申請者に支払うことで双方が合意に至り、解決しました。

○お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局（長野県庁8階）

Tel 026-235-7468 E-mail roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>



労働ながの

編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課

労働ながの

検索

HPにも掲載中
電話 026-235-7119 Eメール：rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!